

伊水第358号
令和8年1月19日

静岡県東部地区
指定給水装置工事事業者(伊豆地区) 各位

静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)協議会
伊東市水道事業
伊東市長 杉本 憲也
(公 印 省 略)

令和7年度 静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)の開催について(通知)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、水道事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)協議会(下田市・熱海市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町)では、国からの通達「平成20年3月21日付 健水発第0321001号 厚生労働省健康局水道課長 給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」に基づき、各市町が指定した指定給水装置工事事業者を対象として、必要な情報を提供し技術力の維持・向上を図るとともに、各工事事業者の現況を把握するため、定期的に研修の機会を設けております。

伊豆地区5市6町では、平成20年度からこれまで計5回にわたり本研修会を合同開催し、前回は、令和4年度に開催しております。

つきましては、前回の開催より3年が経過したことから、本研修会を開催するものです。下記のとおりWebにより研修会を実施いたしますので、必ず受講(各社最低1名)していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 研修会開催方法

- 受講期間になると、伊東市のホームページ上に研修用の教材がアップされます。
- 各工事事業者は、Webで教材を閲覧し研修してください。
- 研修終了後、各工事事業者においては、必ず「研修報告書」の提出をお願いします。
- 研修報告書の提出をもって研修会受講となります。
- 後日、伊東市上下水道部水道課から、修了証書が送付されます。

伊東市ホームページ研修用教材アップ場所

伊東市 > 暮らし・手続き > 上・下水道 > 静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会

『令和7年度 静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)の開催のお知らせ』

2. 研修会受講期間

令和8年1月28日(水)～令和8年2月18日(水)

3. 研修報告書の提出

伊東市上下水道部水道課水道総務係へ、直接・郵送・メールのいずれかの方法により提出してください。

提出先：〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市上下水道部水道課水道総務係

メール：suidou@city.ito.shizuoka.jp

※研修報告書様式は、教材ページから、ダウンロードしてください。

※伊豆地区5市6町の中で、複数の市町から指定を受けている工事事業者は、開催通知を送付した市町へ研修報告書を提出すれば、他の指定を受けている市町への提出は不要です。

研修報告書提出期限：令和8年2月20日(金)

4. お問合せ先

伊東市上下水道部水道課水道総務係 指定給水装置指定工事事業者研修会担当

電話：0557-32-1831 (横山・村田)

メール：suidou@city.ito.shizuoka.jp

※伊豆地区5市6町のほか、東部地区も合同開催としており、研修用の教材は、東部4市2町と共通のものになります。

工事事業者の方は、伊東市上下水道部水道課水道総務係に研修報告書を提出してください。

〔合同開催の対象となる市町〕 静岡県東部地区

・駿東地区…沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、長泉町、小山町

・伊豆地区…下田市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、熱海市、南伊豆町、河津町、東伊豆町、西伊豆町、函南町、松崎町

※ 研修報告書提出後に送付される修了証書は、東部4市2町と伊豆地区の両地区的市町で有効となります。

以 上